

古文書倶楽部

【発行】
秋田県公文書館
2013.11
第56号

十二月一日(日)から七日(土)まで、特別整理期間のため休館となります。ご不便をおかけし、申し訳ありません。八日(日)からは通常どおり開館いたします。

宝暦・天明の飢饉と秋田

～第2回公開講座および
公文書館所蔵文化財展より～

十月十二日(土)、秋田県生涯学習センターを会場に開催された「第2回徳川林政史研究所公開講座in秋田」では、八四名の方々にご参加いただきました。三名の講師による報告・討論に続いて会場からも質問が出され、アンケートでも続編を希望する声があるなど、たいへん充実した講座となりました。



徳川林政史研究所・栗原健一氏の報告「秋田藩における村の飢饉と備え」では、村からみた宝暦五年(一七五五)と天明三年(一七八三)の飢饉の様相と、その後の備荒貯蓄についで事例が取り上げられました。実は、今年の

記念展示(前期)でご紹介した資料にも、同じ宝暦の飢饉に関する記述が登場します。「国典類抄 後篇 雑部三十一」(AS二〇九一―一七八―三二)によると、宝暦六年(一七五六)七月、藩は老中に次のように報告しています。

「私領内出羽国秋田去亥年夏中度々洪水二而流失仕且田畑川筋及道橋大破并民家数百軒米穀不七拾五石余有之候段去秋冬兩度御届申上候通二御座候」
水害と不作のダブルパンチ。この事態に藩はどう対応したのか。

「：向氏壱岐守江之分知高貳万石以相對代金二而差越其外当春中於大坂表米穀貳万八千石程相調国許江差下近国二而も米穀七千五百石程相調是又領内江廻置又は兩年分困初并兼而貯置候米穀取合士民救置候趣左之通」

具体的には「銀子千五百九拾貫目余、米四万七千八百石余」を与え、特に困窮した農民には種籾等も与えて耕作に向かわせています。また、施行小屋へやって来る人々が日に日に増えたため、六月には矢橋(八橋)へ別に仮小屋を設置しました。収容人数は最大で四千人を超え、多くは「下筋」(秋田郡・河辺郡・山本郡の人々であつたようです。

栗原氏の報告では、秋田郡七日市村(現・北秋田市)の肝煎・長崎七左衛門が著した「老農

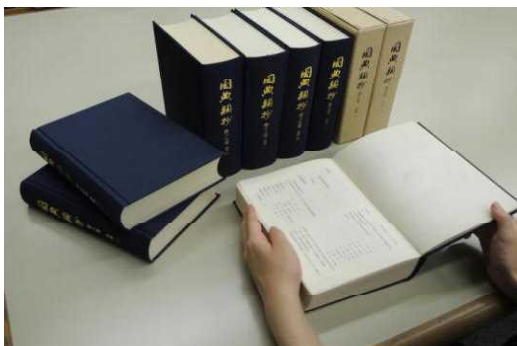
置土産・置土産添日記」(長八〇九)における宝暦の飢饉の記録が紹介されました。それによると「冬に多くの餓死者が出ており、村の三分の一が潰れた」とのこと。おそらく、城下の施行小屋に向かった村人もあつたでしょう。

この経験が天明三年(一七八三)の飢饉に活かされます。正月十六日は東風・大吹雪でした。この日に風が吹くと年中風が激しい、という言い伝えから、七日市村では早い段階で凶作を覚悟し、麦を蒔いて飢饉に備えています。

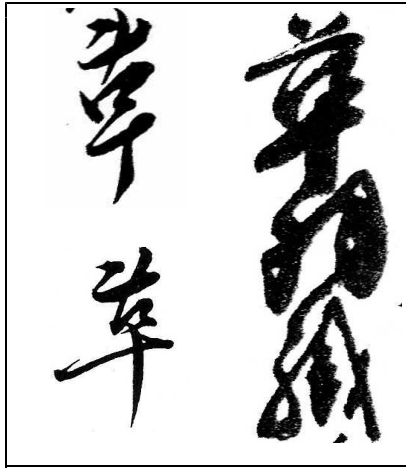
一方、村には津軽からの出国者が続々と入ってくるようになります。

「：幾千人といふ数を知らず、老若男女毎日毎日通る事、誠に筆にも言葉にも及ず、各親を捨、子を捨、夫婦離散し、偏に一命を助るの心掛計と申ながら、出国の者五つにして四つは死せしなるべし」(栗原氏報告資料より)

こうした人々への藩の対応も「国典類抄」に記されており、翻刻本では第十九巻で読むことができます。原資料も比較的読みやすい字で書かれているため、チャレンジしてはいかががでしょうか? 手軽な複製本もおすすすめです。古文書読むならば今は今、テキ(スト)は閲覧室にあり!!



【鍋島真】



(図1) 右側から「革羽織」左上「革」 左下「革」のくずし字

古文書解説では、字は違いますが類似するくずし字に遭遇することが間々あります。今回の古文書解説講座の資料「大町三丁目記録永代帳」(混架特―一五九三)にも図1の「革羽織」が登場しました。当初、「草羽織」と解読しましたが、前の文章には、丁内の世話役である丁代が「万ケ一出火の時分 町内は不及申少々遠方ニても随分火本へはやくかけ付可被申事 但シ●羽織●帽子共相渡置申候」とあり、どうしても火事場に草羽織はふさわしくありません。そこで、類似するくずし字「革」にたどり着きました。つまり「革羽織」ということになります。「革羽織」とは？ それは革でつくった羽織をさすのですが、それには獣毛のついたものと、なめ

革羽織

古文書こぼればなし

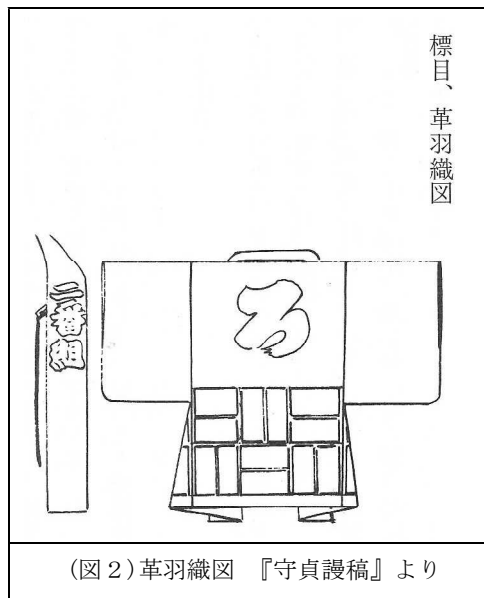
「大町三丁目記録永代帳」より

した革を使ってつくったものがあって、前者は室町時代末期ころから武士が陣羽織として着用しました。後者の革羽織が民間で着用されるようになったのは、江戸時代中期以降です。ことに厳寒のおりに、人足出入りの多い鳶の頭(とびのかしら)の間で用いられるようになりました。そればかりでなく、江戸では初冬から春にかけて火事が多かったので、鳶の頭たちは組の印を入れた革羽織を半纏(はんてん)がわりに着用しました。また、遊里の特別の日である紋日などの外出の際には、表を燻革(ふすべがわ)とし、裏は色と模様を変えたものを用いることもあったそうです(『日本大百科全書』)。燻革とは、革の表面に稲わら、松葉や松ヤニなどの煙をあてて、色や文様をつける染め革のことです。革は鹿革を用い、稲わらの煙では橙色か茶色、松葉ではねずみ色に染め上がります。

革羽織をさらに詳しく説明している文献がありました。江戸時代の事物を説明した一種の類書(百科事典)である『守貞謾稿(もりさだまんこう)』です。著者は喜田川守貞。起稿は天保八年(一八三七)で、約三〇年間書き続けて全三五巻(「前集」三〇巻、「後集」五巻)からなり、一六〇〇点にも及ぶ付図と詳細な解説によって、近世風俗史の基本文献とされています。これによると、京坂(京、大坂)で着用する者は、花街の人間や芝居俳優などに稀にいましたが、江戸では火事場での武家の中間や防火夫などが主だったようです。江戸では前述の鳶の頭のほか庶民は、寒風の日、外出時、休息日に着用しました。特に千束の鷲神社(おおとりじんじや)十一月の酉の日や、人々で賑わう江戸随

一の市である浅草寺の十二月十八日の「納めの観音」、「歳の市」には着用し、華やいだ気分が出かけました。

標目、革羽織図



(図2) 革羽織図 『守貞謾稿』より

サイズは普通の羽織と同じものと、これより大きいサイズがあり、前者は庶民、後者は鳶の者たちが着用していました。図2は、鳶二番組、ろ組の鳶の者が着用した革羽織です。背の「ろの字」を大紋と呼び、襟には「二番組」と記して胸紐が付けられています。価格は天保年間で約三両と記されています。

大町三丁目の革羽織に大紋の有無は不明ですが、おおよそそのような作りであったと推察されます。丁代は火事の際、前述のように火消し役に革羽織を手渡すことになっていました。これを身に付けた火消し役は、幕末に名を馳せた鳶の頭、浅草の新門辰五郎の姿にも似て、きつと「久保田の辰五郎」といわれるような雄姿を見せたに違いありません。

【菊地利雄】